

## 学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	伊藤理恵
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	国社博乙第353号
学位授与年月日	平成23年3月23日
学位授与の根拠	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第2項
研究科(学府)・専攻名	国際社会科学研究所
学位論文題目	マイノリティと内的自決権 — 自決権主体論の再構成
論文審査委員	主査 横浜国立大学 教授 柳 赫秀 横浜国立大学 教授 小池 治 横浜国立大学 教授 荒木一郎 横浜国立大学 教授 君塚政臣 成城大学 教授 森川俊孝

## 論文審査結果の要旨

以下は、伊藤理恵氏が、2010年12月に横浜国立大学大学院国際社会科学研究所に提出した学位請求論文「マイノリティと内的自決権—自決権主体論の再構成」に関する審査報告書要旨である。

この論文の目的は、先住民族の自決権と少数民族(national minorities)の自治・自律権の関係を整理することを通じて、人民の自決権とマイノリティの権利の関係を再検討し、国家の下位集団(マイノリティ)のうち内的自決権の主体となりうる集団が存在するか否かを検証することにある。

従来国際法では国際人権規約共通第1条に規定された自決権と自由権規約第27条に明示されているマイノリティ(種族的・宗教的・言語的少数者)の個人的権利とは、主体・権利内容ともに異なる個の権利として扱われていた。その後、国際連合では先住民族の自決権を承認する宣言が採択され、国家の下位集団の一部が自決権を有するとの合意が現れ、マイノリティに自決権が認められないという従来の通説が見直しを迫られるとともに、先住民族以外に自決権が認められるべきマイノリティ存在しないのか否かを再検討する必要性も迫られるようになった。他方で、欧州では冷戦終結後少数民族の自治や自律を謳った文書が蓄積されつつあるが、このことは、少数民族の自治・自律権と先住民族の自決権との関係についても再考が求められていることを示唆している。さらに、近年上記の分法的見解に疑問を呈し、マイノリティにも内的自決権の主体性が認められる(べきである)と主張する学説が増えてきた。

本論文で、著者は、国際連合における先住民族権利宣言の採択を通じて、先住民族が自決権の主として承認されていく過程と意義を入念におっかけるとともに、欧州で、自決権という言葉は慎重避けつつも、少数民族の自治・自律権が集団的権利として承認される動きを紹介しながら、マイノリティを、先住民族、(狭義の)少数民族、新しいマイノリティの3類型に分類するKymlickaのリベラル多文化主義に依拠しつつ、マイノリティのうち、(狭義の)少数民族は先住民族とともに内的自決の主体として考えられ得ると主張する。そして、自らの主張を国家実行と学説の両面から入念に考察検証し、確かに国家実行はその段階には達していないが、学説及び国家実行の変化の方向性は、その可能性を指し示しているという。

本論文の評価であるが、まず、先住民族の自決権や少数民族の自治・自律権をそれぞれ別個の主として論じた従来の業績に比べて、両者を内的自決権の主体として統一的に論じたところに最大の色があり、このような視点からの分析は日本ではこれまであまりなかったものである。次に、本稿は、Kymlickaのリベラル多文化主義議論の類型論を借用しているが、マイノリティの完全な類型論打ち立てることではなく、内的自決権の主体を明確化することに主眼が置かれる。従来の自決権主

論は人民とマイノリティの二分法から先住民族とマイノリティの二分法へと変化しつつあるが、この二分法はいずれも理論的にも国家実行の上でも支持しがたいことを実証し、新しいマイノリティとは異なり、先住民族とともにホームランド・マイノリティを構成している狭義の少数民族もまた自治・自律権という内的自決権の主体となりうることを主張した点が本稿のもう一つの特徴である。

このように本論文は自決権の問題について従来なかった視角から緻密な分析を行った労作ではあるが、いくつかの問題点も指摘することができる。まず、先住民族と少数民族を内的自決権の主体として統一的に論じることによって、かえって先住民族の自決権や少数民族の自治・自律権をそれぞれ個の主題として論じた従来の業績の利点が相殺されてしまったような印象がぬぐえない。次に、マイノリティの3類型の中で、新しいマイノリティが内的自決権の主体となる可能性を完全に排除することにも疑問が提示されてしかるべきであろう。最後に、本稿でのマイノリティの事例や国家実がほとんどヨーロッパでみられたものが中心であるがために、特殊ヨーロッパ的な実行や学説がどこまで一般化可能なのかという疑問もある。しかし、それらは、本論文の価値を損なうものではなく本論文は、十分に博士(学術)の学位に値するものと考えられる。

以上から、本論文審査委員は本研究科の博士号審査基準③に照らして、伊藤理恵氏の学位請求論文「マイノリティと内的自決権－自決権主体論の再構成」が博士(学術)の学位を授与するのにふさわしい業績であると判断する。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。